

## 自転車条例に係る協議研究会設置要綱

### (設置)

第1条 自転車の安全で適正な利用を促進し、自転車が関係する事故を抑止するため、他県において制定が進んでいる条例について、有識者、関係団体の代表者等が協議する研究会として、自転車条例に係る協議研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 研究会は、委員15人以内で組織する。

2 研究会の委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 交通安全活動団体の代表者
- (3) 学校関係団体の代表者
- (4) 事業者団体等の代表者
- (5) 県民から公募により選定された者

### (会長)

第3条 研究会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、研究会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 研究会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、第1回目の会議の招集については、事務局から通知する。

2 研究会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 研究会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、研究会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (謝金及び旅費)

第5条 委員が会議の職務を行うために会議に出席したときは、謝金及び旅費を支給するものとし、その額は、「附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例」（昭和32年香川県条例第43号）を準用する。

### (事務局)

第6条 研究会の事務局は、くらし安全安心課に置く。

2 事務局の業務については、総務学事課、道路課、教育委員会事務局保健体育課及び警察

本部交通部交通企画課と連携して行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。